

# 科学技術研究調査の概要

## 1 調査の目的

科学技術研究調査は、我が国における科学技術に関する研究活動の状態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的としている。

## 2 調査の根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査である。

調査の実施に関しては、統計法に基づいて科学技術研究調査規則（昭和56年総理府令第33号）を制定している。

## 3 調査の沿革

この調査は、研究機関基本統計調査（指定統計第61号）として昭和28年8月に発足した。昭和35年3月、調査対象範囲の拡充及び調査単位を変更するとともに、調査名を現在の「科学技術研究調査」に改称した。

調査事項について、最近の主な改正点は以下のとおりである。

平成11年調査：特定目的別研究費の調査に「ライフサイエンス」及び「エネルギー」を追加し、エネルギーの内訳として「原子力」を追加

平成14年調査：調査に、「博士号取得者数」、「研究者の採用・転入、転出者数」、内部使用研究費における「リース料」、研究関係従業者における「実際に研究関係業務に従事した割合である分した値」及び国際技術交流の有無における「親子会社」を追加  
また、特定目的別研究費の調査を、科学技術基本計画の重点分野に準拠した「特定目的別分野」に変更

平成24年調査：第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）を踏まえ、特定目的別研究費に政府が最優先で取り組むべき3分野（「震災からの復興、再生の実現」、「グリーンイノベーションの推進」、「ライフイノベーションの推進」）を追加  
また、研究者の専門別内訳に「心理学」及び「情報科学」の区分を追加

## 4 調査の時期

従業者数及び資本金は「各年3月31日現在」、売上高、研究費などの財務事項は「各年3月31日又はその直近の決算日から遡る1年間の実績」である。

## 5 調査の対象及び単位

調査の対象は、「企業」、「非営利団体・公的機関」及び「大学等」である。  
調査単位は以下のとおりである。

企業：法人

非営利団体・公的機関：法人及び研究機関

大学等：大学の学部（大学院の研究科を含む。）、短期大学、高等専門学校、大学附置研究所、  
大学附置研究施設、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構

## 6 調査事項

「企業」、「非営利団体・公的機関」及び「大学等」の別に、それぞれ「調査票甲」、「調査票乙」及び「調査票丙」を用い、以下の事項について調査している。

なお、企業のうち資本金1億円以上の会社を「調査票甲（企業A）」、資本金1億円未満の会社を「調査票甲（企業B）」で調査している。

### 【調査組織体に関する事項】

- (1) 資本金、総売上高、営業利益高（企業のみ）
- (2) 支出総額（非営利団体・公的機関、大学等のみ）
- (3) 従業者総数（企業、非営利団体・公的機関のみ）
- (4) 大学等の種類（大学等のみ）
- (5) 研究内容の学問別区分（非営利団体・公的機関、大学等のみ）

### 【研究の実施に関する事項】

- (6) 研究実施の有無（企業、非営利団体・公的機関のみ）

### 【研究関係従業者に関する事項】

- (7) 研究関係従業者数（研究者、研究補助者、技能者、研究事務その他の関係者）（企業、非営利団体・公的機関のみ）
- (8) 従業者数（研究者、研究補助者、技能者、研究事務その他の関係者、研究以外の業務に従事する従業者）（大学等のみ）
- (9) 研究者（大学等は本務者）のうち博士号取得者数
- (10) 研究者（大学等は本務者）の専門別内訳
- (11) 採用・転入、転出研究者数

### 【研究費に関する事項】

- (12) 内部使用研究費（人件費、原材料費、有形固定資産の購入費、リース料、その他の経費）
- (13) 有形固定資産の減価償却費（企業のみ）
- (14) 性格別研究費（基礎研究、応用研究、開発研究）
- (15) 製品・サービス分野別研究費（資本金1億円以上の企業のみ）
- (16) 特定目的別研究費（資本金1億円以上の企業、非営利団体・公的機関、大学等）
- (17) 外部から受け入れた研究費
- (18) 外部へ支出した研究費

### 【国際技術交流に関する事項】

- (19) 国際技術交流の相手先企業の国籍名及び対価（受取、支払）額（企業のみ）

## 7 調査の方法

総務省統計局から調査対象に調査票を郵送し、郵送又はインターネットにより回答を得る方法で実施している。

## 8 抽出方法

調査対象のうち、企業は、平成21年経済センサス-基礎調査の結果及び過去の調査結果から作成した母集団名簿に基づき、研究活動の有無（2区分）、資本金階級（4区分）及び産業（40区分）の各層から所要の企業数を抽出している。

非営利団体・公的機関は、各府省庁及び地方公共団体に依頼して作成した資料に基づき科学技術に関する研究を主たる目的とする団体を対象としている。大学等は、文部科学省公表の資料に基づき国内全ての大学等を対象としている。

## 9 調査の対象数と回答率

平成24年調査では、企業等約13,700、非営利団体・公的機関約1,100、大学等約3,700の合計約18,500客体を調査対象とし、そのうち約89%（企業は約85%、非営利団体・公的機関は約99%、大学等は約100%）から回答を得た。

## 10 結果の推計方法

企業については、前年の研究活動の有無、資本金階級及び産業を層として、平成21年経済センサス-基礎調査の結果や過去の調査結果を基に作成した母集団名簿の企業数をベンチマークとして比推定を行っている。